（ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令の一部改正）

第五条　ガス事業法第三十四条第三項に規定する指定試験機関を定める省令（平成十三年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「指定試験機関」を「経済産業大臣が指定する者」に改める。

「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に、「指定試験機関」を「経済産業大臣が指定する者」に改める。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一ガス事業法の項中「第三十六条の二十三の二第一項」を「第百三十一条第一項」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十九条の十六第二項」を「第百五十五条第二項」に改め、別表第四ガス事業法の項中「第三十六条の二十三の二第二項」を「第百三十一条第二項」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十九条の十六第二項」を「第百五十五条第二項」に改め、別表第五ガス事業法の項中「第三十六条の二十三の二第二項」を「第百三十一条第二項」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十九条の十六第二項」を「第百五十五条第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　ガス熱量変更引当金に関する省令（平成七年通商産業省令第五号）

二　ガス事業法第二条第四項第一号の経済産業省令で定める範囲等を定める省令（平成二十八年経済産業省令第六十八号）

三　ガス小売事業者等の保安業務に関する省令（平成二十八年経済産業省令第七十六号）

四　ガス小売事業の登録の申請等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第八十五号）

五　ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十八年経済産業省令第百三号）

（経過措置）

第三条　平成二十九年度の供給計画に係る改正法第五条の規定による改正後のガス事業法第十九条第一項、第五十六条第一項、第八十一条第一項及び第九十三条第一項の規定による届出は、平成二十九年五月三十一日までに行わなければならない。

第四条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前二年以内に第百九十七条第一項第二号イ又はロ（当該ロの表の上欄(5)に掲げる消費機器に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する周知を行っていない場合における当該周知については、同号イ又はロの規定にかかわらず、施行日から起算して一年以内に行うものとする。

第五条　改正法附則第十三条第一項の規定により改正法第五条の規定による改正後の法第三十五条の許可を受けたものとみなされる同項に規定する旧一般ガス事業者が、施行日前四十月以内に自ら実施した第二百条第一項第一号の表の上欄イ及びロに規定する調査に係る第二百一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「法第百五十九条第四項の規定により通知された」とあるのは、「自ら実施した」とする。

第六条　施行日前に発生した、第一条の規定による改正前のガス事業法施行規則第百十一条から第百十三条までに係る報告については、なお従前の例による。

第七条　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号。以下「整備等政令」という。）第三十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者についての第一条の規定による改正後のガス事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第百十九条第一項、第百二十一条第一項及び第百二十三条の規定の適用については、これらの規定中「その実施の日の十日前」とあるのは、「その実施の日」とする。

第八条　整備等政令第三十七条第四項の規定による届出をした者についての新施行規則第六十九条及び第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「その実施の日の十日前」とあるのは、「その実施の日」とする。

○経済産業省令第十六号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十一条第一項の規定に基づき、ガス関係報告規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下「令」という。）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（適用除外）

第二条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）が適用されるガス工作物については、この省令の規定を適用せず、電気事業法の相当規定の定めるところによる。

（定期報告）

第三条　ガス小売事業者は、次の表第一号、第五号から第七号まで、第九号及び第十号、一般ガス導管事業者は、同表第二号、第五号、第七号、第十一号及び第十二号、特定ガス導管事業者は、同表第三号及び第五号、ガス製造事業者は、同表第四号、第五号及び第十三号、準用事業者は、同表第八号について同表の上欄に掲げる事項を記載した同表の中欄に掲げる様式の報告書を同表の下欄に掲げる時期に提出しなければならない。

一　ガス小売事業者の毎年のガス事故	様式第一	当該年の翌年二月末日まで	
二　一般ガス導管事業者の毎年のガス事故	様式第二	当該年の翌年二月末日まで	
三　特定ガス導管事業者の毎年のガス事故	様式第三	当該年の翌年二月末日まで	
四　ガス製造事業者の毎年のガス事故	様式第四	当該年の翌年二月末日まで	
五　ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者及び一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者による毎年度末の導管改修実施状況（大口供給のみを行うガス小売事業者及び特定ガス導管事業者にあっては、埋設されている導管のうち、腐食劣化対策が必要なものに限る。））	様式第五	当該年度の翌年度六月末日まで	
六　ガス小売事業者（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する小売供給のみを行う者に限る。）による毎年度末の導管改修実施状況	様式第六	当該年度の翌年度六月末日まで	
七　毎年の消費機器の調査結果	様式第七	当該年の翌年二月末日まで	
八　ガス発生設備、ガスホルダー又は主要な導管の設置又は変更（ただし、令第五条第三項に規定する事業を行う者に関しては、その事業に係るものを除く。）	様式第八	当該設置又は変更後二十日以内	